

News Letter 2023年7月号

6次公募が開始されました！

事業承継・引継ぎ補助金



経営革新等支援機関推進協議会

CONTENTS

- 1 事業承継・引継ぎ補助金とは
- 2 各支援類型の概要
- 3 補助対象経費等
- 4 制度のポイント
- 5 申請期間と流れ

① 事業承継・引継ぎ補助金とは

事業再編、事業統合を含む**事業承継を契機として経営革新等を行う**中小企業・小規模事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助するとともに、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、事業承継、事業再編・事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。

3つの事業

```
graph TD; A[3つの事業] --- B[経営革新事業]; A --- C[専門家活用事業]; A --- D[廃業・再チャレンジ事業];
```

経営革新事業

専門家活用事業

廃業・再チャレンジ事業

② 各支援類型の概要

申請類型	創業支援型（Ⅰ型）	経営者交代型（Ⅱ型）	M&A型（Ⅲ型）
概要	創業をきっかけに引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む事業者向け	親族内承継や従業員承継等の事業承継をきっかけに経営革新等に取り組む事業者向け	事業再編・事業統合等のM&Aをきっかけに経営革新等に取り組む事業者向け
対象	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継対象期間内※に法人の設立または個人事業主としての開業を行う場合 創業にあたって、廃業を予定している者等から、有機的一体としての経営資源を引き継ぐ場合 ※ 2017年4月1日から2024年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業主への事業譲渡 同一法人内での代表者交代 	株式譲渡や事業譲渡、吸収分割等によりM&Aを実施する場合※ ※ 親族内承継は対象外

② 各支援類型の概要

M&A型(Ⅲ型)の取組事例

補助対象経費

- **店舗等借入費** (店舗家賃、駐車場費用)
- **外注費** (エステサロンWEBページ、ロゴデザイン等、WEBデザイン費用・原稿、撮影費用)
- **設備費** (店舗看板、頭皮肌用診断機器)

【詳細】

- ・ ハーブピーリングサービスのメニュー化に向けて商材を導入し、研修を実施し、知識を得るための座学と実践形式の施術を行った。
- ・ 白髪ケアサービスをエステメニュー内にも取り入れ潜在的なニーズの発掘を行った。
- ・ LINE公式アカウントやSNS、Googleビジネスプロフィールなどを活用し来店しなくても顧客や見込み客との接点を図り、来店促進やアフターフォロー、事前に安心していただける配慮ができた。



③ 補助対象経費等

店舗等借入費



設備費



謝金



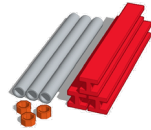
外注費



産業財産権等関連経費



原材料費



旅費



委託費



マーケティング調査費



会場借料費



広報費



廃業費



③ 補助対象経費等

類型	補助率	補助下限額	補助上限額	上乗せ額 (廃業費)
創業支援型 (Ⅰ型)	補助対象経費の 3分の2または 2分の1以内	100万円	600万円または 800万円以内 賃上げの要件を 満たす場合、 上限額は800万円	+150万円以内
経営者交代型 (Ⅱ型)				
M&A型 (Ⅲ型)				

④ 制度のポイント

1. 一定の賃上げを実施した場合における補助上限額が800万円に引き上げられました！

本補助事業における補助上限額は原則600万円ですが、一定の賃上げを実施した場合、補助上限額が800万円に引き上げられます。なお、補助額の内、600万円までの部分は補助率は2/3、600万円を超え800万円以下の部分の補助率は1/2以内となります。

2. 一定条件を満たした場合、補助率が引き上げられます

①小規模企業者、②営業利益率が低下、③営業利益または経常利益が赤字、④中小企業活性化協議会等からの支援を受けている、のいずれかに該当する場合、補助率は2/3以内に引き上げられます。

3. 同一法人内の代表者交代の場合は、未来の承継も補助対象となりました

事業承継前の取組を補助金の対象とすることで、後継者の早期成長を後押しし、事業承継の早期化・円滑化につながるものと考えられることから、一部要件の緩和を行いました。「未来の承継」として、後継者候補を主体に事業承継前における経営革新的な取組にかかる費用を支援します。

4. 審査の加点項目が追加されました

いずれも交付申請時点で、「健康経営優良法人であること」「サイバーセキュリティお助け隊サービスを利用する中小企業等であること」「(連携)事業継続力強化計画の認定を受けていること」「申請者の代表者がアトツギ甲子園のファイナリストであること」などが加点事由として追加されました。

+α 未来の承継とは？

同一法人内の代表者交代による事業承継であること、将来経営者となることが十分見込まれる後継者が選定できていること、後継者候補が該当法人に在籍していること、補助事業期間が終了する事業年度から5年後の事業年度までに事業承継を完了する予定である等の要件を満たす場合、事業承継対象期間以降の事業承継においても、本補助事業の対象となります。

⑤ 申請期間と流れ

申請期間

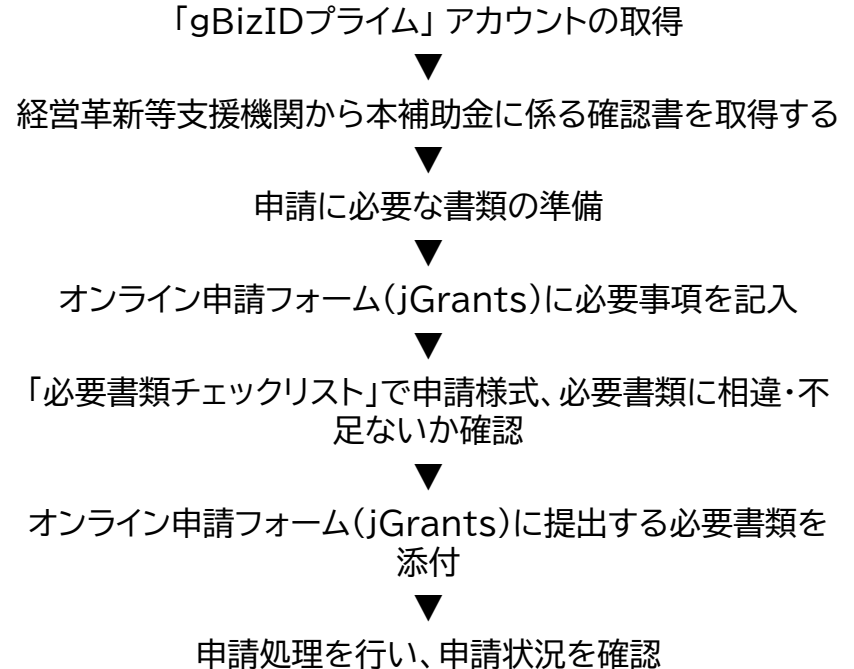
＼6次公募が開始されました！／

2023年6月23日(金)～8月10日(木)

補助金申請の中では採択率50%程と
高いのが特徴ですので
ぜひ対象の事業者様はご検討ください！



申請の流れ



最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼



経営革新等支援機関推進協議会